

# 名寄市いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日  
名寄市教育委員会  
平成 30 年 3 月 1 日改定

## <はじめに>

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

このため、名寄市教育委員会(以下「市教育委員会」という。)は、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消その他のいじめへの対処(以下「いじめの防止等」という。)のための対策に関する基本的な方針を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境をつくります。

## 第 1 章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 いじめの理解

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当する。

#### (2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

### (3) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つ要件満たされる必要があります。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

## 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、児童生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- (2) 全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめをはやし立てず、これを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めます。
- (3) いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、いじめを受けた児童生徒に非はないという認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政等の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服します。
- (4) 児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育みます。

## 3 いじめの禁止

児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはなりません。

## 4 関係者の責務や役割

### (1) 市教育委員会の責務

- ① 市教育委員会は、いじめの防止等のための対策について、北海道その他の関係機関及び団体との緊密な連携協力の下、本市の状況に応じた施策を策定し、実施します。

- ② 市教育委員会は、設置する学校(以下「市立学校」という。)におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じます。

## (2) 市立学校及び教職員の責務

- ① 市立学校及び教職員は、児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該児童生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速に対処します。
- ② 市立学校及び教職員は、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、児童生徒一人一人についての理解を深めるとともに、児童生徒との間の信頼関係の構築に努めます。
- ③ 市立学校及び教職員は、いじめの早期発見が不可欠であることから、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努めます。
- ④ 市立学校及び教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は速やかに、「学校いじめ対策組織」に対し当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って、報告・記録し、学校の組織的な対応に繋げるよう努めます。
- ⑤ 市立学校及び教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意します。

## (3) 保護者の責務

- ① 保護者は、子の教育について第一義的責任を有し、その言動が保護する児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、当該児童生徒がいじめを行うことのないようにするため自ら範を示すなどして、規範意識、生命を大切にし他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育等を行うよう努めます。
- ② 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めます。
- ③ 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、児童生徒の気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努めます。
- ④ 保護者は、市教育委員会及び市立学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めます。

#### (4) 市民及び事業者の役割

- ① 市民及び事業者は、地域において児童生徒と触れ合う機会を大切にし、地域全体で児童生徒を見守るとともに、市立学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者と連携協力して、児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めます。
- ② 市民及び事業者は、いじめが行われ、又は行われている疑いがあると認めた場合に市立学校へ通報するなど、市教育委員会及び市立学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。

(※「事業者」とは、名寄市内で事業活動を行う個人、法人、団体のこと)

## 第2章 いじめの防止等のために市教育委員会が実施する施策

### 1 名寄市いじめ防止基本方針策定の基本的な考え方

市教育委員会は、国のいじめ防止基本方針を参酌し、本市の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針(以下「名寄市いじめ防止基本方針」という。)を定めます。

### 2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

市教育委員会は、本市におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、市教育委員会の複数の事務職員及び必要に応じて参加する心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織(以下「名寄市いじめ防止等対策組織及び調査組織」という。)を置きます。

### 3 いじめの未然防止、早期発見に関すること

- (1) 市教育委員会は、市立学校におけるいじめの防止等の取組状況に関する定期的な調査その他の必要な措置を講じます。
- (2) 市教育委員会は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講じます。
- (3) 市教育委員会は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、研修の充実を通じた教職員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教員の配置、心理・福祉等に関する専門的知識を有し、いじめの防止等を含む教育相談に応じる者の確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講じます。
- (4) 市教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめについて、情報化の進捗状況を勘案し、市立学校、児童生徒及びその保護者に対し最新の情報を提供する等必要な措置を講じます。

- (5) 市教育委員会は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報、啓発活動を行います。
- (6) 市教育委員会は、名寄市立大学や専門的な知見及び人材を有する民間団体等と連携し、いじめの防止等に係る教職員の積極的な研究活動を促進します。
- (7) 市教育委員会は、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に対する支援、児童生徒及びその保護者並に教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講じます。

#### **4 いじめへの対処に関すること**

- (1) 市教育委員会は、市立学校からいじめの報告を受けたときは、必要に応じ、当該市立学校に対し支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行います。
- (2) 市教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第 35 条第 1 項(同法第 49 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けるために適切な措置を速やかに講じます。
- (3) 市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討します。
- (4) 市教育委員会は、他の市町村教育委員会、学校法人等と連携して、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、市立学校が、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言を適切かつ迅速に行うことができるよう、学校相互間の連携協力体制を整備します。
- (5) 市教育委員会は、他の市町村教育委員会、学校法人等と連携して、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒のうち指導上配慮を要する者の進学及び転学に際し、当該いじめの事案に係る情報についての学校間の引継ぎが個人情報の取扱いに配慮しつつ、確実かつ適切に行われるよう、学校相互間の連携協力体制を整備します。

### **第 3 章 いじめの防止等のために市立学校が実施する施策**

#### **1 学校いじめ防止基本方針策定の基本的な考え方**

- (1) 市立学校は、名寄市いじめ防止基本方針を参酌し、当該市立学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針(以下「学校いじめ防止基本方針」という。)を定めます。その際、学校いじめ防止基本方針を定める意義を明確にするよう努めます。

- (2) 市立学校は、学校いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、当該市立学校に在籍する児童生徒の保護者及び地域住民の参画を得るとともに、当該市立学校に在籍する児童生徒の意見を反映させるよう努めます。
- (3) 市立学校は、学校いじめ防止基本方針について、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その方針の内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者関係機関等に説明します。
- (4) 市立学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図ります。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

市立学校は、当該市立学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該市立学校の複数の教職員及び必要に応じて参加する心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置きます。

## 3 いじめの未然防止、早期発見に関すること

- (1) 市立学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことにより、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、いじめの未然防止に資する予防的な生徒指導を推進しなければなりません。
- (2) 市立学校は、いじめを防止するため、児童生徒の保護者、地域住民、社会教育関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、児童生徒の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上に資する教育活動の推進、いじめの防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動に対する支援を行います。また、児童生徒、保護者、教職員等に対するいじめの防止に関する理解の促進その他の必要な措置を講じます。
- (3) 市立学校は、児童生徒、保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育の充実に努めるとともに、保護者に対して、必要な啓発活動を行います。
- (4) 市立学校は、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければなりません。
- (5) 市立学校は、いじめの実態を的確に把握し、いじめの早期発見、早期解消を図るため、質問票の使用及び児童生徒の面談等による定期的な調査その他の必要な措置を講じます。
- (6) 市立学校は、児童生徒、保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制

(以下「相談体制」という。)を整備します。また、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利等が擁護されるよう配慮します。

- (7) 市立学校は、発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒、性同一性障害や性的指向等に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒に対するいじめが行われることがないよう、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者と連携し、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- (8) 市立学校は、配慮を必要とする児童生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映します。

#### 4 いじめへの対処に関すること

- (1) 市立学校は、いじめの通報を受けたときその他児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を市教育委員会に報告します。
- (2) 市立学校は、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、複数の教職員によって、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者の協力を得て継続的に対応します。
  - ① いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報提供及び支援
  - ② いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言
  - ③ いじめが起きた集団へのはたらきかけ
- (3) 市立学校は、いじめが行われていた場合、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応します。
- (4) 市立学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒についていじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を講じます。
- (5) 市立学校は、いじめを受けた児童生徒の保護者及びいじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起きることのないよういじめの事案の円滑な解決を目指して、これらの保護者の理解と協力の下、当該いじめ事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講じます。
- (6) 市立学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所管警察署と連携して対処し、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければなりません。

- (7) 市立学校の校長及び教員は、当該市立学校に在籍する児童生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、当該児童生徒に対して懲戒を加えることができます。

## 第 4 章 重大事態への対処

- 1 市立学校は、次の重大事態が発生した疑いがあると認める場合には、市教育委員会に報告しなければなりません。又、児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったとの申立てがあったときも同様とします。
  - (1) いじめにより当該市立学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - (2) いじめにより当該市立学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- 2 市教育委員会は、市立学校から上記 1 の(1)(2)の重大事態が発生した疑いがある旨の報告を受けたときには、市長に報告し当該重大事態に対処するとともに、速やかに名寄市いじめ防止等対策組織及び調査組織を活用し、事実関係を明確にするための調査を実施します。又、児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったとの申立てがあったときも同様とします。
- 3 市教育委員会は、上記 2 の調査を行うに当たっては、必要に応じて第三者の参画を得ます。
- 4 市教育委員会は、上記 2 の調査が終了したときは、その調査結果を市長に報告します。この場合において、いじめを受けた当該児童生徒又はその保護者が希望するときは、当該児童生徒又はその保護者の意見を記載した書面を添付します。
- 5 市教育委員会は、上記 2 の調査が終了したときその他必要があると認めるときは、いじめを受けた当該児童生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係その他必要な情報を適切かつ迅速に提供します。
- 6 市教育委員会は、上記 2 の調査の結果を踏まえ、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。
- 7 市教育委員会は、上記 6 の措置を講じるに当たっては、必要に応じて第三者の参画を得ます。

## 第 5 章 取組の点検、評価等

- 1 市教育委員会は、名寄市いじめ防止基本方針について定期的に点検及び評価を行い、必要に応じてこれを見直します。見直す際には、「法、国の基本方針、条例、道の基本方針」

等を参酌し、必要に応じて、保護者、地域住民、関係機関等や児童生徒の意見を取り入れるとともに、道からの情報提供、指導、助言を得ながら進めます。

- 2 各市立学校は、学校いじめ防止基本方針について定期的に点検及び評価を行い、必要に応じてこれを見直します。見直す際には、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進めます。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして児童生徒の意見を取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努めます。